

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算フローチャート

全居宅介護支援事業所は、次の計算をして下さい

判定期間 (前期：3月～8月、後期：9月～2月)

サービス種別 ・訪問介護 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・福祉用具貸与

計算式 (例)

- ・各サービス (例：訪問介護) に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数
÷各サービス (例：訪問介護) を位置付けた計画数

全居宅介護支援事業所は、次の書類を作成して下さい

※書類を作成する際は、注意事項等を確認のうえ作成してください。(計算誤りが見受けられますのでご注意ください)

※事業所独自の様式で提出される場合は、下記項目が記載されているか確認をお願いします。

(不備がある場合受付が出来ません)

○書類

- ・判定期間における居宅サービス計画数
 - ・各サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
 - ・各サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
 - ・算定方法で計算した割合
 - ・算定方式で計算した割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由。
- ※正当な理由番号の記載がないもの、必要な書類の添付がないものは、「正当な理由なし」と判断します

各サービス種別ごとの算定結果が、いずれか1つでも80%を超えた場合

※ 注意事項

- ・正当な理由で超えていても、提出は必要です。
- ・例えば、期間内に訪問介護が1人のみの利用の場合も紹介最高法人率は80%を超えるため、提出が必要となります。
- ・1月の平均担当件数が20件以下である場合も同様です。
- ・正当な理由の有無に関わらず、提出は必要となりますのでご注意ください。

No : すべて80%以下

Yes : 1つでも80%を超える

事業所で5年間保存

飯塚市高齢介護課へ提出 (一部は事業所で保管)

提出期限 (必着) : 前期9月15日

後期3月15日

※様式1(特定事業所集中減算チェック表)を提出

※「正当な理由」がある場合「様式2及び確認資料」を提出

提出がない場合、実地指導における指摘事項となりますので、必ず提出が必要です!

結果

[正当な理由と認める]

集中減算対象としない

結果

[正当な理由と認めない][理由なし]

集中減算対象とする

減算適用期間

前期判定期間 : 10月～3月減算適用

後期判定期間 : 4月～9月減算適用